

滋賀県犯罪オープンデータ利用規約

1 犯罪オープンデータの利用

犯罪オープンデータ(以下「犯罪データ」といいます。)は、何人も下記2から8に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形、商用等、自由に利用できます。

また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象でないため、本利用ルールの適用はなく、自由に利用できます。

犯罪データの利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

2 出典の記載

(1) 犯罪データを利用する場合は、出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

(出典記載例)

出典:滋賀県警察ウェブサイト (当該ページのURL)

出典:「〇〇認知件数」(滋賀県警察) (当該ページのURL) (〇年〇月〇日に利用) 等

(2) 犯罪データを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工した情報を、あたかも滋賀県警察が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

(犯罪データを編集・加工等して利用する場合の記載例)

「〇〇認知件数」(滋賀県警察)(当該ページのURL)を加工して作成

「〇〇認知件数」(滋賀県警察) (当該ページのURL)をもとに〇〇株式会社作成 等

3 第三者の権利の侵害への配慮

(1) 犯罪データの中には、第三者(国及び滋賀県警察以外の者をいう。以下同じ。)が著作権その他の権利を有している場合があります。

第三者が著作権を有している、又は第三者が著作権以外の権利を有している犯罪データがある場合には、特に権利処理済みであることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

(2) 犯罪データのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が機能を有していることを直接的又は間接的に表示等しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の表示等を行っていないものもあります。

犯罪データを利用する場合は、利用者の責任において確認してください。

(3) 外部データベース等とのAPI(Application Programming Interface)連携等により取得している犯罪データについては、その提供元の利用条件に従ってください。

(4) 第三者が著作権等を有している犯罪データであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

4 個別法令による利用の制約がある犯罪データについて

犯罪データには、個別法令による利用の制約がある場合がありますので、注意をしてください。

5 本利用ルールが適用されない犯罪データについて

犯罪データのうち、組織や事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザインや具体的か

つ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールを示しているものについては本利用ルールの適用外となります。

6 準拠法

- (1) 本利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。
- (2) 本利用ルールによる犯罪データの利用及び本利用ルールに関する紛争については、当該紛争に係る犯罪データ又は利用ルールを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

7 免責

- (1) 滋賀県警察は、利用者が犯罪データを用いて行う一切の行為(犯罪データを編集・加工等した情報を利用することを含む。)について何ら責任を負うものではありません。
- (2) 犯罪データは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

8 その他

- (1) 本利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。
- (2) 本利用ルールは、令和元年7月26日に定めたものです。本利用ルールは、政府標準利用規約(第2.0版)に準拠しています。
本利用ルールは、今後変更される可能性があります。
- (3) 本利用ルールは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>)に規定される著作権利用許諾条件。以下「CC BY」という。)と互換性があり、本利用ルールが適用される犯罪データはCC、BYに従うことでも利用することができます。